



ポピー

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一

〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

5月

(皋月) MAY

3日・憲法記念日
4日・国民の休日
5日・こどもの日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

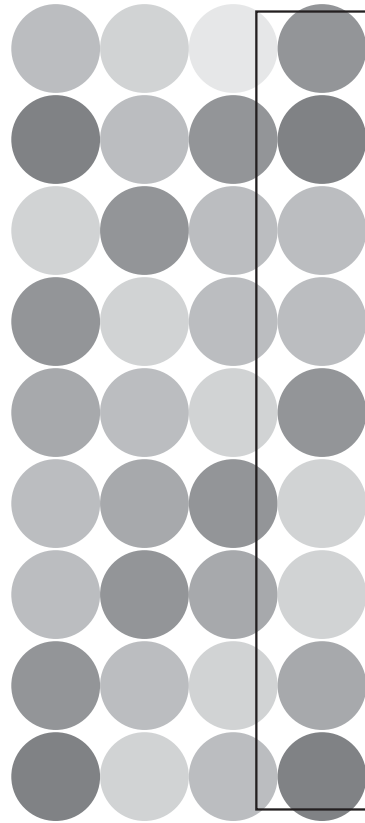
5月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 / 4月分源泉所得税の納付
5月10日 | 国 税 / 確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付
5月31日 |
| 国 税 / 3月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 5月31日 | 国 税 / 特別農業所得者の承認申請
5月16日 |
| 国 税 / 9月決算法人の中間申告
5月31日 | 地方税 / 自動車税・鉱区税の納付
県条例で定める日 |
| 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の
消費税等の中間申告(年3回
の場合) 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申
告書の提出 5月20日 |
| 国 税 / 個人事業者の消費税等の中
間申告 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(全期・1期分)の
納付 5月20日 |

ワンポイント 国税関係書類のスキャナ保存制度

民間に対してこれまで紙での保存を義務付けていた書類について、コスト削減要請等を受け一定要件の下、スキャナにより読み取って電子的に保存することを認める制度。国税関係書類では、決算関係書類や帳簿、一部の契約書・領収書を除き、原則的に全ての書類が対象で、この4月から制度がスタートしています。

諸会費等の税務ポイント



法人が負担する諸会費等については、単純に損金になるものだけでなく、交際費や寄付金となつて税金の対象となつたり、資産とすべきものがありますので慎重に処理する必要があります。以下、主なポイントを整理します。

1 同業団体等の会費

法人税の取扱いについては、図表1のようになっていきます。消費税については、その会費と同業団

体から受けたサービスとの対応関係があるか否かにより消費税の課税対象か課税対象外かを区分します。

ただし、経常会費については、同業団体側で課税売上げとしないことができることになっていきますので、支払った側はこの区分をすることなく税額控除としないのが一般的です。なお、区分が困難な会費については同業団体側が課税売上げとせず、支払う側が課税仕入れとしなければこれを認めることとされています。

2 ゴルフクラブの入会金等の処理

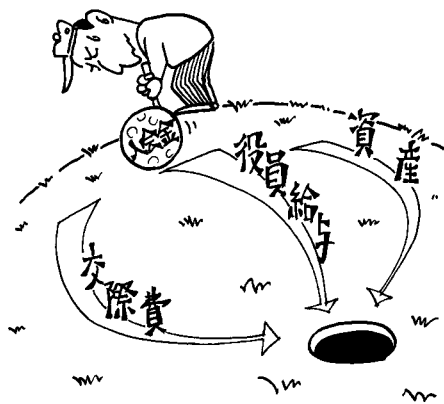
法人会員として入会する場合の入会金は、名義書換料、手数料等の付随費用も含めて資産に計上します。無記名法人会員制度がないために名目上個人会員として入会し、加入金を法人が負担した場合も同じです。

ただし、記名式法人会員で、名義人である特定の役員や使用人がもつばら法人の業務に関係なく利



図表1 同業団体の会費等の税務上の取扱い

	内 容	取 扱 い
加 入 金	地位を他に譲渡できないもので出資の性格を有しないもの	繰延資産（5年償却）
	地位を他に譲渡できるもの又は出資の性格を有するもの	資産計上し、譲渡又は脱退時に損金処理
通 常 会 費	不相当額の剰余金が生じた以後の支出分	前払費用
	その他	支出時損金
そ の 他 の 会 費	法人の支出時	前払費用
	団体からの支出時	費途に応じて法人が支出したものとする



用している場合は、その入会金相当額はその者に対する給与（賞与）として取り扱われます。

ゴルフクラブ入会後は、年会費や年決めロッカー料などを負担しますが、これらの費用は入会金の処理に従って、それが資産に計上されている場合は交際費等とし、入会金が給与とされている場合は、会員である役員や使用人に対する給与として取り扱われます。

図表2 ゴルフクラブ・レジャークラブ・社交団体入会金等の税務上の取扱い

区 分	ゴルフクラブ	レジャークラブ	社交団体	
入会金	(1)法人会員 (2)個人会員 (3)X1がなく(2)が業務遂行上必要なとき	資産計上 給与 資産計上	資産計上 給与 資産計上	交際費 給与 交際費
経常会費・年会費	(1)入会金が給与 (2)X1以外のとき	給与 交際費	使途に応じて、次のいずれかによる。 交際費 福利厚生費 給与	給与 交際費
プレー費など	(1)業務遂行上必要なとき (2)X1以外のとき	交際費 給与		交際費 給与

3 レジャークラブの入会金の取扱いの特例

原則的にはゴルフクラブの入会金と同じ取扱いですが、会員として有効期間が定められており、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還を受けられない契約のものについては、繰延資産として処理することができます。

4 社交団体の入会金等の取扱い

法人がクラブといった社交団体に入会する場合には、法人会員として入会するときや、法人会員制度がないため個人名義で入会するとき（業務で必要な場合に限る）は交際費等とし、法人会員制度があるにもかかわらず個人会員として入会したときは、その者に対する給与として取り扱われます。

経常会費は、入会金が交際費等となる場合は交際費等とし、入会金が給与となる場合は給与とします。経常会費以外の会費は、それが法人の業務のために必要であると認められるときは交際費等とし、

役員または使用人が負担すべきものは、その負担すべき者に対する給与として取り扱われます。まとめると図表2のようになります。

5 ロータークラブ等の会費の取扱い

ロータリークラブ、ライオンズクラブ等の入会金や経常会費は、その大部分が定例会の食事代等に充てられていますので、法人の役員などがこれらの団体に入会し、法人がこれを負担した場合は原則として交際費等とされます。

6 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って災害発生後に同業団体等から賦課され、拠出した分担金については、支出時点の損金とされます。

贈与により取得した ゴルフ会員権の名義書換料が 取得費に該当

ゴルフ会員権を譲渡した場合には、総合課税により譲渡所得を計算します。この場合の譲渡所得の計算上、収入金額から取得費及び譲渡経費を控除します。この取得費に、贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換料が該当するかが争われていましたが、取得費に該当するとの最高裁の判決が出ました。

贈与があった場合は、贈与時点における譲渡所得課税を留保し、その後受贈者が資産を譲渡したときに課税することになります。

この場合の取得費及び取得時期は贈与者のものを引き継ぐことになり、贈与者の購入代金や購入手数料を基に計算されるので、従来は、受贈者がその後支払った名義書換料は取得費に該当しないこととしていました。

今回、最高裁の判決を受けてこれを取得費とすることとなりました。

この取り扱いは、ゴルフ会員権の譲渡に係る名義書換料のみならず、贈与や相続、遺贈の際に支払った不動産登記費用、不動産取得税、株式の名義書換料、特許権などの権利についての登録費用などについても適用されます。

ただし、譲渡所得の計算上、収入金額の5%を概算取得費として計算している場合には、これらを概算取得費に加えることはできません。

過年度の申告において、これらの費用を取得費に算入しないで譲渡所得の計算をしている場合には、更正の請求等の手続きにより、所得税が還付されます。この場合には、これらの金額がいくらであったかを明らかにする必要があります。

なお、申告期限から既に5年を経過しているものについては、法令上還付はされません。

過年度の譲渡所得申告について、更正の請求やその嘆願ができないかを注意してみてください。

固定資産税の納税義務者

固定資産税を納める人（納税義務者）は一月一日の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者です。

具体的には次のとおりです。

土地

土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

家屋

建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

償却資産

償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

したがって、年の途中で譲渡があった場合には新所有者には翌年分から固定資産税が課されます。

なお、所有者として登記（登録）されている人が一月一日前に死亡している場合等には、一月一日現在に、その土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

弁護士報酬等の源泉徴収

源泉徴収義務者が、弁護士や税理士などに報酬・料金を支払うときは、所得税を源泉徴収しなければなりません。

この報酬・料金には、謝金、調査費、日当、旅費などの名目で支払われるものもすべて含まれます。ただし、会社などで、直接負担した旅費や宿泊費などは、含めなくてもよいことになっています。

また、報酬・料金の金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合は、原則として、その額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において、報酬・料金の金額と明確に区分されている場合には、その額を源泉徴収の対象に含めなくてもよいことになっています。

なお、源泉徴収税額は支払金額の10%（支払金額が100万円超の場合は超える部分について20%）です。